

高知市告示第1号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、令和7年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

- 1 条例第7条第1項第1号アに定める対象労働者 1,085円
- 2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに定める対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,288円	高級船員	3,858円
普通作業員	2,036円	普通船員	2,906円
軽作業員	1,651円	潜水土	4,871円
造園工	2,288円	潜水連絡員	2,360円
法面工	2,977円	潜水送気員	2,562円
とび工	2,603円	山林砂防工	2,542円
石工	2,835円	軌道工	3,281円
ブロック工	3,089円	型わく工	2,562円
電工	2,339円	大工	2,603円
鉄筋工	2,380円	左官	2,501円
鉄骨工	2,491円	配管工	2,187円
塗装工	2,572円	はつり工	2,410円
溶接工	2,744円	防水工	2,511円
運転手（特殊）	2,450円	板金工	2,491円
運転手（一般）	2,218円	タイル工	2,126円
潜かん工	3,534円	サッシ工	2,471円
潜かん世話役	4,374円	屋根ふき工	2,036円
さく岩工	2,795円	内装工	2,643円
トンネル特殊工	3,908円	ガラス工	2,288円
トンネル作業員	2,785円	建具工	2,177円
トンネル世話役	4,010円	ダクト工	2,137円
橋りょう特殊工	3,210円	保温工	2,481円
橋りょう塗装工	3,251円	建築ブロック工	2,045円
橋りょう世話役	3,726円	設備機械工	2,369円
土木一般世話役	2,653円		

- 3 条例第7条第1項第2号に定める対象労働者 1,022円